

橋本市子ども読書活動推進計画（第2次）



平成27年3月
橋本市教育委員会

はじめに

平成21年3月に「橋本市子ども読書活動推進計画」を策定し、それから5年が経過しました。その間、家庭・学校・地域等において子どもの読書活動を推進するために、環境の整備をはじめとする様々な取組を行ってきました。

この5年間に、健診時の絵本の読み聞かせの取組、橋本市ブックリスト作成委員会でのブックリスト「橋本市の子どもたちへ どの本よもうかな」の作成や幼児への「読み聞かせ会」等の取組、公民館でのサークル活動の充実、また児童館では新刊図書の購入が始まりました。学校でも、2名の学校図書館担当職員の配置による学校図書館環境の充実等、子どもたちがより身近に本に親しめる環境づくりに努めてきました。

しかしながら、子どもたちの生活の状況を考えますと、テレビ・インターネット・携帯電話・テレビゲームなどにふれる時間が年々増加し、子ども大人を問わず「読書離れ」が進んでいます。

子どもたちにとって読書は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）」であり、橋本市教育委員会としても、橋本市の子どもにとって、読書活動の推進は重要な課題として捉えています。

本来読書は、子どもたちが「読みたい」という気持ちから始めることが大切であり、強制するものではありません。しかしながら、上記の子どもたちの生活の状況を考えてみますと、より一層、意図的・意識的・計画的に取り組むことが求められると考えます。

また、家庭・図書館・地域（公民館・児童館等）・学校等（保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校等）での子どもの読書活動の推進に関わる市民や団体、教職員が相互に連携・協力し、橋本市民全体で取り組むことが重要な課題であると考えます。

「橋本市子ども読書活動推進計画（第2次）」では、これまでの5年間の取組を振り返り、より一歩進んだ計画となっております。今後、本計画が子どもの読書活動を進める上での指針として多くの方に活用していただくことで、橋本市の子どもたちの読書活動が充実したものになることを願っています。

最後になりましたが、この計画の策定に当たりまして、熱心にご検討いただきました橋本市子ども読書活動推進会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆様や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

橋本市教育委員会教育長 小林 俊治

目次

第1章	計画の策定にあたって	
I	計画策定及び改定の経緯	1
1	国・県の動向と橋本市の取組	1
2	第一次計画の成果と課題	1
第2章	基本的な考え方	
I	計画の目的	6
II	計画の推進体制	6
III	基本方針	6
第3章	推進のための取組	
I	家庭における子どもの読書活動の推進	9
1	家庭の役割	9
2	家庭における取組	9
II	図書館における子ども読書活動の推進	9
1	図書館の役割	9
2	図書館における取組	10
III	地域における子ども読書活動の推進	11
1	地域の施設の役割	11
2	地域の施設における取組	11
IV	学校等における子ども読書活動の推進	12
1	保育園・こども園・幼稚園の役割	12
2	保育園・こども園・幼稚園における取組	12
3	小学校・中学校・高等学校等の役割	13
4	小学校・中学校・高等学校等における取組	13
V	広報・啓発活動の推進	16

資料

- ・ 橋本市内の本の読める施設一覧・地図

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定及び改定の経緯

1 国・県の動向と橋本市の取組

平成13年12月、「子どもの読書活動推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国・地方公共団体の責務を明らかにし、4月23日を「子ども読書の日」とするなど、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定め、その施策の推進を図り、子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

国においてはこの法律に基づき、平成14年8月、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、施策の基本的な方向と具体的な方策が示され、この基本計画の成果と課題を踏まえた第二次の計画が平成20年3月に、平成25年5月には、第三次の計画が策定されました。

和歌山県では平成16年3月、「和歌山県子ども読書活動推進計画」が策定され、和歌山県のすべての子どもが自主的に読書活動を行い、生涯にわたる読書習慣を身につけるための読書環境の整備と指針が示されました。その後、平成21年3月には第二次計画、平成26年3月に第三次計画が策定されました。

橋本市においては、子どもの健やかな成長を願い、読書を楽しむ習慣を日常生活に根付かせるため、「橋本市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成21年度からおおむね5年間と定め家庭・地域・学校等、それぞれの立場から子どもの読書活動を推進するため、環境の整備をはじめとする取組を行ってきました。しかしながら、すべての子どもたちに読みたい本や情報をいつでも提供できているとは言えません。国・県の動向や計画の成果と課題、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、子どもの読書活動を推進するため計画を改定し「橋本市子ども読書活動推進計画（第2次）」を策定します。

2 第一次計画の成果と課題

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

【社会教育課】

成果 平成25年4月より4・5カ月健診時に絵本の読み聞かせ（注1）を行い、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあうきっかけをつくり、赤ちゃんの表情の変化を目の当たりにすることで、読み聞かせの大切さをお伝えするなど、ブックスタート事業（注2）のさきがけとなる取組を行うことができました。また「広報はしも

※（注1）読み聞かせ：子どもに絵本や紙しばい等を見せながら、語り手が活字の部分を読んで、その内容を伝えること。

と・子育てパーク」での読書に関する記事の掲載をはじめ、「家庭教育情報誌 げんきっこ family」においては、「おうちで本を開いていますか」と題して、各号でのテーマに沿った本の紹介を行うとともに、家庭教育支援チームの読み聞かせ講座などの機会を通じ、親子で本を開く楽しさやふれあいの大切さについてお伝えすることができました。

課題 子どもが読書を習慣とするためには、保護者や家族が読書を楽しむ姿を見せること、大人も子どもも共に本を読み、楽しむ環境をつくることが大切です。家庭教育支援チームにおいて、引き続き担当する講座などの様々な機会を利用して、保護者が読書の大切さや楽しさに気づき、子どもとのふれあいを応援するとともに、保護者が子どもの読書活動への理解を深め実践するための啓発や、情報提供を行うことが必要です。

(2) 地域における子ども読書活動の推進

【図書館】

成果 図書館内では、ブックリスト「橋本市のこどもたちへ どの本よもうかな」や、「家庭教育情報誌 げんきっこ family」掲載の絵本紹介コーナー、市内小学校採用国語教科書等に掲載の図書をコーナーとして配置したほか、移動図書館車による市内全小学校（隣接校を除く）巡回を実施することができました。

主催行事として、幼児の「よみきかせ会」開催回数の増加や図書館員による赤ちゃんとお母さんのための「おはなし会」の定期的開催ができ、毎回参加者が増え定着してきました。

また、児童館をはじめ社会教育課職員の参加など職員の連携を図ることができました。広報活動では、館報「ほんのさんぽみち」の復刊、「図書館へいこう・夏（冬）号」の市内小学生各戸配布の実施ができました。

課題 利用の少ない中学生・高校生向けのコーナーでは蔵書数・内容の充実とともに、本を読む場所作りの工夫が必要であること、移動図書館車の全小学校巡回はできましたが、隔月の訪問のため返却忘れなどの助長につながる危惧があること、また図書館見学・職業体験（注3）などの受け入れの積極的な広報ができていないこと、そして学校の団体貸出について、自由に選書していただくだけでなくテーマ別貸出パックの作成等、より簡単に利用できる工夫や案内をする必要があることなどの課題があります。

※（注2）ブックスタート事業：市区町村自治体が行う0歳児健診などの機会に、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動で、赤ちゃんとお母さんが、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけをつくる取組。

※（注3）職業体験：生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。

【公民館】

成果 毎年地区公民館では書籍の購入を行い、それぞれの公民館でサークルやボランティアの方々の協力を得て、蔵書整理や新刊書選定などを実施するとともに、読み聞かせやお話し会などに取り組み、読書に親しむことができる環境づくりに努めています。

課題 地区公民館の図書室を、子どもにとって読書活動がより身近なものになるよう、「公民館報」や「広報はしもと」等で広くその存在を知らせ、地域のボランティアの方々の協力を得て、本の配置や掲示物・案内等を工夫することで読書に興味を持たせるとともに、学校との連携を図りながら中高生読み聞かせボランティアや希望図書アンケートなどを実施し、子どもたちが利用しやすい読書環境づくりに取り組む必要があります。

【児童館】

成果 古い本が多く、書籍の新規購入ができていませんでしたが、平成 25 年度より少しずつではありますが、新しい本が書棚に並ぶようになりました。読書アドバイザーの助言を得ながら、新刊コーナーの新設や、掲示物や紹介ボードをつけるなどの書棚の整理、図書室だけでなく、幼児ルームや事務室の本棚などにも絵本を置くなど、子どもの利用しやすい読書環境を、各館の状況により整えています。

図書室は、読書の場だけでなく、宿題や調べものをする場ともなり、季節の行事やその時々に応じて「児童の遊びを支援するもの（児童厚生員）」（注 4）による読み聞かせを実施するなど、子どもたちにとっての憩いの場としても利用されています。

課題 絵本や児童書・コミックの利用はあるもののじっくり小説などを読む姿が少なく、ゲーム機や携帯電話・スマートフォンで遊ぶ姿が多く見られ、読書離れが進む現実を感じます。幼少期から絵本の世界の楽しさやおもしろさを感じられるような読み聞かせ会の実施や読書の環境を整える必要があります。

【社会教育課】

成果 橋本市教育委員会人材支援バンク活動推進事業（以下、「人材バンク」という。）（注 5）による読書ボランティアには、毎年たくさんの方々に登録いただいています。（平成 23 年 124 人/352 人中、平成 24 年 97 人/364 人中、平成 25 年 90 人/407 人中、平成 26 年度 102 人/395 人中）

※（注 4）児童の遊びを支援するもの（児童厚生員）：児童館や学童保育に勤務し、児童の自主性・社会性・創造性の育成に資する者。保護者との連絡や、地域との折衝も職務に含まれる。

ボランティアの方々による学校図書館などの整理・整頓や、本の修理、図書館を定期的に開館することで、子どもたちの居場所にもなり、安らぎの場ともなっています。また本の読み聞かせを学校で行うなど地域の方の協力を実感し、安心につながり、子どもたちの成長の一助となっていることは言うまでもありません。

また、学校図書館支援ボランティアの情報交換会を定期的に開催し、ネットワークづくりを支援するとともに、学校図書館のより良い運営のための意見を集約するなど、地域ぐるみで協力いただくことができました。

課題 ボランティアで活動いただく方や活動の場が限られています。地域のボランティア活動を支援するとともに、活動の場を広げるべく、学校に限らず地域の施設を含めた支援の必要性を把握するとともに、人材バンクの読書ボランティア登録者へのスキルアップにつながる研修会のほか、支援者を養成する講座の開催など、ボランティアのネットワークづくりが必要です。

(3) 学校等における子ども読書活動の推進

【保育園・こども園・幼稚園】

成果 園生活の中に絵本や物語にかかわる時間の位置付けができ、また、読み聞かせの大切さを伝えることで、絵本の楽しさに気付いてもらえる保護者が増えました。

課題 内容や状況によっては興味を持ちにくい場合もあったので、子どもたちそれぞれの個性に応じられるように、絵本や物語の選定や環境構成について引き続き研修を深める必要があります。

また、様々な理由により家庭での協力が十分とは言えないところがあるので、保護者には読み聞かせの大切さや楽しさを実感してもらえるよう更に働きかける必要があります。

【学校教育課】小学校・中学校・高等学校

成果 発達に応じたその時期にふさわしい本にふれることがとても重要であると考え、ブックリスト『橋本市のこどもたちへ どの本よもうかな』を平成 23 年度に作成し、市内保育園、こども園、幼稚園、小中学校の園児、児童生徒に配布しました。

幼小連携（注6）や小中一貫（注7）の取組の一環として読み聞かせの交流を行

※（注5）人材バンク：学校教育現場や公民館活動等でのボランティア活動を通し、市民の生涯学習活動をサポートしてくださる方を登録する制度。

※（注6）幼小連携：幼稚園と小学校が様々な形で交流することで、幼稚園児が卒園し小学校に入学したときにできるだけギャップを感じることなく、小学校生活に入っているようにするための幼稚園と小学校の連携を略した言葉。

※（注7）小中一貫：一般の小学校で行なわれている教育と中学校で行なわれている教育の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な仕組み。

うことができました。

国の緊急雇用創出事業（注 8）により、平成 22 年度末に市内小中学校において蔵書のデータベース化（注 9）が完了しました。このことにより、図書の管理がしやすくなりました。

平成 25 年度からは市費で 2 名の学校図書館担当職員（注 10）を配置することで学校図書館の環境が整備され、利用しやすくなりました。

課題 平成 26 年度全国学力・学習状況調査によると、家や学校で読書を全くしない市内の子どもの割合は、小学校 6 年生で 22.0%（全国平均 19.3%、県平均 23.3%）、中学校 3 年生で 50.0%（全国平均 34.3%、県平均 42.5%）と高く、また、学校図書館や地域の図書館へほとんど・全く行かない子どもの割合も、小学校 6 年生で 33.5%（全国平均 29.2%、県平均 33.8%）、中学校 3 年生で 68.7%（全国平均 58.2%、県平均 63.1%）と大変高くなっています。

本市においても、小学校から中学校へ進むにしたいが、年々読書離れの傾向が高くなっています。

このことは、小学校低学年の間は、国語科の 1 単位時間を図書の時間に位置付け、週 1 時間は必ず図書室へ行く機会を設けていますが、高学年になるほどその時間をとりにくくなるという実状からもうかがえます。また、学年が上がるにつれ、生活時間にゆとりがなくなり、本と向き合う時間がなく、結果本好きの子はたつぷりと時間をかけて読む一方で、全く本を手にしらないという子との二極化が進んでいます。

ブックリストが十分活用されていなかったり、調べ学習（注 11）では、ICT 活用（注 12）が増え図書館を活用できていなかったりします。

特別支援学級の学級文庫を子どもの障がいや興味・関心に応じた図書で充実させる必要があります。

-
- ※（注 8）緊急雇用創出事業：解雇された失業者を救済する目的で実施されている国の事業。
 - ※（注 9）データベース化：特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、容易に検索・抽出などの再利用をできるようにしたもの。
 - ※（注 10）学校図書館担当職員：学校図書館活動の充実を図るうえで、学校図書館に関する業務を担当する職員。本市においては、図書に関するデータベース化と管理・更新が主な業務。
 - ※（注 11）調べ学習：総合学習の一形態であり、生徒が課題について、図書館を利用したり聞き取り調査をしたりして結果をまとめること。
 - ※（注 12）ICT 活用：ICT (Information and Communication Technology) 情報通信技術教育現場においても、パソコンやデジタルテレビを導入し、子どもたちの情報活用能力の育成を図る。

第2章 基本的な考え方

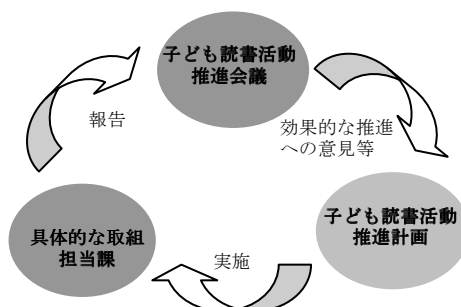
I 計画の目的

この計画は、橋本市における子どもの読書活動の推進のための基本的な方向と具体的な方策を明らかにし、総合的・体系的に取り組むことによって、読書を楽しむ習慣を日常生活に根付かせるとことにより、次代を担う子どもたちへの多様な効果を持つ読書活動をより一層推進することを目的とします。

II 計画の推進体制

この計画は、橋本市のすべての子ども（おおむね 18 歳以下のものを言う。以下同じ）を対象とし、家庭・地域・学校など、橋本市民全体で推進します。

平成 27 年度からおおむね 5 年間の計画とし、「橋本市子ども読書活動推進会議」において計画の推進状況を確認するとともに、市民協働により計画の効果的な推進を図ります。



III 基本方針

読書を通じて子どもたちは、読解力や想像力、思考力、表現力等を養います。また、一冊の本を最後まで読み切った時の達成感、伝記を読むことで偉人たちの人生を追体験できる喜び、身に付いた知識が社会の中で生かせる自己効力感。一つの言葉で生き方が大きく変わることもあり得る「言葉の力」を感じることも読書の醍醐味と言えるでしょう。子どもたちは、年齢に合わせて段階的に多くの本を楽しむことにより、言葉の発達が促され、コミュニケーションの能力が高められ、豊かな想像力に根ざす感性や情緒、創造力を身に付けていきます。

読書活動には、ブックトーク（注 13）やビブリオバトル（注 14）、読み聞かせ、ブックスタートなどの様々な取組があります。これらの取組を通じて、同年齢層の横のつながり

※(注 13) ブックトーク：一定のテーマを立てて一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する行為。多くは、図書館、学校において子どもたちを聞き手の対象として図書館司書、学校の司書教諭、民間の図書ボランティアなどにより行われる。紹介者はブックトーカー（Book talker）と呼ばれる。

※(注 14) ビブリオバトル：「ビブリオバトルー」と呼ぶ発表者たちが、おもしろいと思う本の魅力を 5 分間で紹介しあう。「読みたくなった」と思った聴衆の投票数で勝敗が決まる。2007 年に京都大学の研究室で始まり、広まった。「ビブリオ」は「本の意味で、「戦い」の「バトル」と合成した言葉で、知的書評合戦とも呼ばれる。

や、異年齢層の縦のつながりをつくり、縦軸と横軸に無限の広がりを持たせたいと考えています。

しかし、テレビ・インターネット・携帯電話・テレビゲームなどにふれる生活時間が増えている昨今、子ども大人を問わず「読書離れ」が進んでいます。「活字」そのものにふれる機会は、インターネットやスマートフォンなどでのSNS活用（注15）など、多様な場が考えられます。いわゆる「書籍」と呼ばれるものを読むこと（読書）については、読書をする子としない子の二極化が進み、小学校、中学校、高等学校と進むにつれ、二極化は強くなる傾向にあります。橋本市においても小学校から中学校に進むにつれて「読書離れ」の傾向は顕著になることが、読書関係調査により明らかになりました。

平成26年度の全国学力状況調査より、

『学校の授業時間以外で、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌除く）』に対する回答

	2時間以上	1時間以上 2時間未満	30分以上 1時間未満	30分未満
小学校6年生	4.9%	9.5%	20.6%	64.8%
中学校3年生	4.8%	7.4%	11.7%	75.6%

『本（教科書や参考書、漫画や雑誌除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか』に対する回答

	週4回以上	週1～3回程度	月1～3回程度	年数回 ほとんど行かない
小学生6年生	1.1%	8.3%	24.2%	66.3%
中学生3年生	1.3%	3.3%	5.7%	89.6%

このような現状を打破するために、橋本市子ども読書活動推進計画（第二次）の基本方針3つの柱を策定しました。

1 家庭・地域・学校等を通じた社会全体における取組

家庭・地域・学校等が一体となった、「人が育ち合う、共育のまちづくり」において、子どもの読書を楽しむ機会が充実できるよう、家庭・地域・学校等それぞれが担うべき役割を明確にし、関係機関等との連携・協力を進めながら子ども読書活動への取組を推進します。

※（注15）SNS活用：SNS（Social Networking Service）人と人とのつながりを促進、自分のプロフィールや写真を会員に公開する機能や、互いにメールアドレスを知られること無く別の会員にメッセージを送る機能をもつWEBサイト。

地域住民や保護者、教職員など、子どもの周りにいる大人が読書に対する理解と関心を深め、子どもと本をつなぐ架け橋の役目を果たすように働きかけます。その際、子ども読書活動推進に関する人的ネットワークの整備に努め、子どもと本をつなぐ中核となる読書関係ボランティアと行政との協働を推進します。

2 子どもの読書活動を支える環境の整備

すべての子どもの身近に本があり、気軽に自主的な読書が楽しめるよう、市立図書館（以下、「図書館」という。）や学校図書館、また、読書活動にかかわる様々な施設（地区公民館・児童館・保健福祉センター・産業文化会館等、以下「地域の施設」という。）などが連携し、多様な本のある環境づくりを進めます。

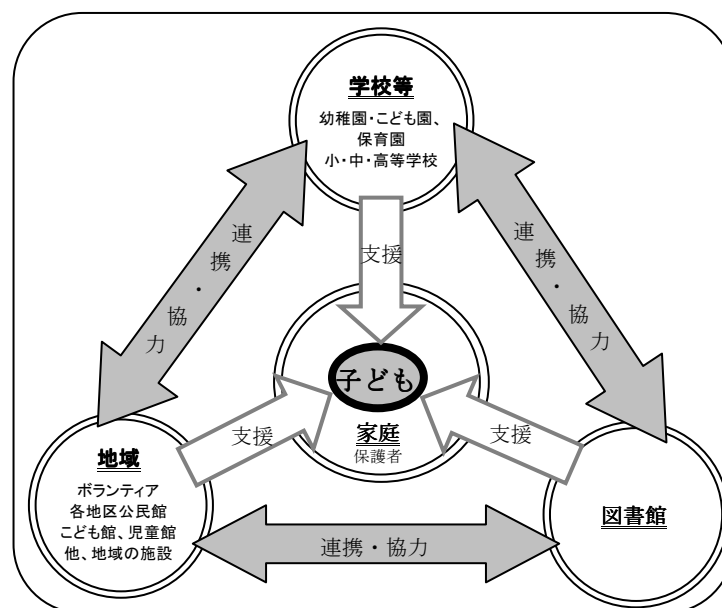
I C T機器（注 16）の活用により、今読みたい本が見つけれられる環境、借りられる環境づくりを進めます。I C T機器を活用し、読み終えた本から次の本へとつながる、広がりを持った読書活動のための環境づくりを進めます。

3 子どもの読書活動に関する意義の普及、広報および啓発

家庭・地域・学校等において、様々な本との出会いを提供して、読書の楽しさや意義を伝えていきます。

子どもの発達段階に応じて出会わせたい時期にふさわしい本との出会いを演出します。特に保護者、教職員、保育士、地域住民やボランティアなど、子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持てるよう、橋本市民全体で読書活動を推進する気運を高めます。

基本方針の連携図



※（注 16）I C T機器：I C T（Information and Communication Technology）一般に”情報通信技術”と訳される。コンピュータやプロジェクタ、実物投影機など。

第3章 推進のための取組

I 家庭における子どもの読書活動の推進

1 家庭の役割

子どもの生活の場の基本である家庭は、子どもたちが初めて本と出会い、読書の楽しさを感じ、本に親しむ機会をつくる大切な役割を担っています。

小さい頃から絵本や童話の読み聞かせなどを通じ、大好きな家族と楽しいひとときを分かち合うなかで、共に読書の楽しさやうれしさを語り合うなど、発達段階に応じた子どもの読書活動を促す働きかけをすることが求められます。

「読書離れ」と言われる現代だからこそ読書活動の意義を再認識し、日常生活の中で継続的に、自然に読書に親しむことができるよう配慮していくことが重要です。

2 家庭における取組

① 読書の意義の普及ときっかけづくり

親子が集う家庭教育支援事業における講座や乳幼児健診等、様々な機会において、本の読み聞かせ等を通じ、子どもと保護者が絵本を通じて心ふれあう時を持つことの大切さや、親子で絵本を開く楽しさを伝えるとともに、ブックスタート事業を進め、子どもの生活の中に読書が定着するきっかけづくりとなるよう努めます。

② 読書を通じたふれあいづくり

家族みんなで本を読み、本を読んであげ、読んだ本の感想を話し合うなど、家庭において読書の習慣を共有することでコミュニケーションを図り、家族の絆を深める「家読（うちどく）」（注17）を進めます。

③ 情報の提供

家庭情報誌等での絵本等の紹介や、ブックリスト「橋本市の子どもたちへ どの本よもうかな」の活用によるニーズに応じた本の紹介とともに、市内での本を読める施設を紹介するなど、読書へのつながりを広げます。

II 図書館における子どもの読書活動の推進

1 図書館の役割

図書館は、多くの本の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知るとともに、調べ学習などの課題解決ができる場です。そして、読書や調査研究など生涯にわたって自ら学ぶ場でもあります。保護者や子どもの読書活動を推進する団体にとっては、子どもに

※(注17) 家読（うちどく）：「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味する。家族で本を読んで語り合い、「家族の絆づくり」をすることを目的とする。

読ませたい本を選び、子どもの読書について相談できる場です。

また、図書館は子どもやその保護者を対象にした読み聞かせ会、講座、本の企画展示などを実施し、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会や場所の提供など、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。

2 図書館における取組

① 読書活動に関する情報提供

子どもの読書活動推進のため「ほんのさんぽみち」や「広報はしもと・本のひろば」等により定期的に情報を発信するほか、ポスターやチラシなどでボランティアや図書館司書によるよみきかせ会、その他子どもの読書活動に関する情報を積極的に広報します。また、関連機関の情報提供にも努めます。

② 図書館相互や公民館図書室との連携協力

市内の読書環境の充実のために、県立図書館や金剛三市公共図書館相互利用（注 18）をはじめ、他の公共図書館・大学図書館との連携協力を強化し、資料提供等サービスの充実と共に公民館図書室との連携を深め、移動図書館巡回及び団体貸出等の充実に努めます。

③ 学校図書館との連携協力

小学校への移動図書館巡回及び、団体貸出の充実、県立図書館セット貸出利用支援等に努めます。また、市内外幼稚園・小学校などの施設見学や中学校・高等学校の職業体験等を積極的に受け入れ、図書に接する機会を増やすことにより読書活動の推進を図ります。

④ 図書館資料の充実

それぞれの年齢に応じた広範な児童書を揃え、子どもが自分で本を選び楽しめるよう、また保護者や学校、子どもの読書活動を推進する団体等の求めに応えられるよう資料の整備に努めます。

⑤ 児童サービスの充実

よみきかせ会やストーリーテリング（注 19）等の実施、企画展示、読書相談など子どもの図書館利用の促進と本への興味を深めるためのサービスに努めます。気軽に本を手にとって読める環境の整備に努めます。

⑥ 障がいのある子どもへのサービスの充実

資料の郵送サービス、点字図書所蔵のほか、障がいのある子どもたちが利用しやすい環

※(注 18) 金剛三市公共図書館相互利用：大阪府河内長野市・奈良県五條市・和歌山県橋本市にお住まいの方が、それぞれの図書館で本を借りることができる制度。平成 25 年 4 月 1 日から実施。

※(注 19) ストーリーテリング：語り手が物語を暗記し、本を見ずに子どもたちに聞かせるもの。頭の中でいろいろな場面を想像しながら聞くことができる。

境を工夫します。

⑦ 市民協働

子どもを含め市民のボランティア参加を募り、児童室の見守りや子どもを対象としたサービスの機会づくりに努めます。

⑧ 職員の資質の向上

職員は研修会や講演会に参加しスキルアップを図るとともに、職員間だけでなく学校等の職員や市民と情報を共有し、子どもの読書活動の推進に努めます。

Ⅲ 地域における子どもの読書活動の推進

1 地域の施設の役割

子どもの成長とともに行動範囲も家庭から地域へと広がり、地域での読書活動への取組が子どもにとって大切な役割を果たすこととなります。地域の施設は、保護者や子どものくつろぎの場ともなり、いつでも気軽に、自らの意思で施設を利用し、学び考え創造することができる場です。地域でのふれあいを通して社会体験を積み重ね、より豊かな生活の実現を目指す生涯学習の拠点としての機能も果たしています。

地域の施設においては、多様な経験を有する地域の人々の協力や読書ボランティア等との連携を深め、読書に親しむ様々な機会を提供することが重要です。

2 地域の施設における取組

① 読書活動の推進

地域の施設を利用する際に、ふと目にとまる何気ない本の存在が大きな役割を果たすことがあります。ちょっとした待ち時間、身近な所に本があることで手に取って読んでみる。一冊の本を読み、また本を読んでもらった喜び、本の魅力、楽しさを思いがけず体験し、読書活動へのきっかけとつなげます。

② 各施設による特色

図書館や学校図書館とは違うアットホームな場として、図書室等の環境を整備することが必要です。施設ごとの特色を生かし、より身近なくつろぎの場としての利用のなかに、読書活動へとつながるきっかけとなるよう努めます。ボランティアを募り、生き生きとした読書空間づくりをし、子どものニーズに応じた読書への関心を広げられるよう、図書館との連携を図ります。

③ 事業による読書活動の啓発

児童生徒や親子を対象とした公民館事業や子育てサークルの活動、児童館主催事業などにおいて、地域資源としての人・団体の協力を得て、読書に親しむ場を機会あるごとに提供し、読書に興味をつなげるよう努めます。

④ 活動の充実と連携

読書活動の支援者であるボランティアの方々の活動の充実を図るため、読書活動関係ボラ

ンティア養成講座等を開催するなど人材の育成に努めるとともに、ネットワークづくりを支援し、相互に連携・協力しながら、各地域における読書活動の推進を図ります。

⑤ 職員の資質の向上

子どもの読書に関する意義や環境の整備などの重要性について学び、施設ごとの特色を活かした本と出会える場を提供できるよう努めます。

IV 学校等における子どもの読書活動の推進

1 保育園・こども園・幼稚園の役割

保育園・こども園・幼稚園における保育・教育は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。

子どもは、乳幼児期に良い絵本や物語に出会うことで、喜びや悲しさなど人間的な感情体験をし、自己肯定感を培いながら豊かな心が育ちます。また、語彙数が増え、人の話を聞いて理解する力やコミュニケーション力を培っていきます。

保育園・こども園・幼稚園では、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが求められています。保育園・こども園・幼稚園は、子どもが主体的に絵本や物語にかかわり、繰り返し親しめる環境にあります。保護者に対しても日々のかかわりを通して、読み聞かせの楽しさや大切さを伝える役割を担っています。

2 保育園・こども園・幼稚園における取組

① 絵本や物語等に親しむ環境と活動の充実

保育園・こども園・幼稚園における保育・教育は、環境による保育・教育が大変重要であることを踏まえ、子どもが安心して絵本や物語に親しめる場を工夫します。また、絵本や物語にかかわる時間を毎日の生活の中に位置付け、絵本や物語の楽しさを体感できる活動を工夫します。

② 保護者への啓発

乳幼児期の保育・教育は、家庭との連携なくしては進められないことから、保護者に研修会や懇談会等を通して絵本の選び方や読み聞かせの楽しさや大切さの意義を伝え、保護者に絵本リストを配布したり、保護者が子どもに読み聞かせる体験や親子で読み聞かせを聞く体験の機会を設けたりします。

③ 未就園児活動での取組

未就園児親子が来園する機会を利用して、未就園児親子への絵本の読み聞かせの楽しさや大切さを伝えます。

④ 職員の資質向上

子どもの発達に応じた絵本や物語の選定、読み聞かせの方法など、職員の資質の向上に

努めます。

3 小学校・中学校・高等学校等の役割

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。学校教育法においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されています。

また、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められています。

平成20年及び21年に公示された学習指導要領においては、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。

このように、すべての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが学校に求められる役割であることを踏まえ、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが求められています。

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められます。そのため、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要です。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実していきます。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするため、また、児童生徒のストレスの高まりや生徒指導上の諸問題へ対応するため、自由な読書活動の場である学校図書館について「心の居場所」としての機能を更に充実させていくことが期待されています。

4 小学校・中学校・高等学校等における取組

① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有によ

り、様々な図書に触れる機会を確保することが大切です。

具体的な手段として

ア 全校一斉の読書活動

イ 学校において推薦図書コーナーを設けること

ウ 児童生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会を増やすこと

エ 卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定すること

等、児童生徒が自主的に自由な読書を楽しみながら学校や家庭における読書習慣を確立し、更に読書の幅を広げる取組の実施を促していきます。

また、各学校においては、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど、多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けることにより、国語科を中核としつつ、すべての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。そのひとつとして、昼休憩や放課後に学校図書館を開き、図書の貸し出しを行えるよう学校に働きかけます。

② 障がいのある子どもの読書活動の推進

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障がいの状態や特性に応じた選書や環境の工夫が必要です。特別支援学級の学級文庫はもちろんですが、全校児童・生徒が使用する学校図書館のユニバーサルデザイン化（注20）を進め、読書に対する意欲や関心を高められる取組を推進します。

③ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要です。例えば、近年、各地域において実施されている「地域共育コミュニティ」（注21）は、子どもも大人も共に育て合う地域社会づくりの取組ですが、その取組のひとつである保護者や地域のボランティア等による学校図書館等への支援は、児童生徒の読書活動の推進に資する一例です。

多様な経験を有する地域の人材の協力を得て行うことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や、読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となります。このため、「ブックトーク」活動、「ストーリーテリング」活動等、学校図書館に関する広報活動、図書情報のデータベースの作成などの活動について、地域のボランティア等の

※(注 20) ユニバーサルデザイン：すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障がいの有無にかかわらず最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

※(注 21) 地域共育コミュニティ：中学校区程度を活動エリアとして、家庭・地域・学校が力を結集し、子どもたちを豊かに育み人と人とのつながりの再構築を目指す。子どもの「育ち」や「学び」を支え、それぞれが思いや願いを寄せ合い話し合う機会を大切にしながら、お互いに協働した活動を生み出そうとする取組。「共育」は「子どもも大人も共に育ち、育て合う」という願いのこもった言葉。

人材が十分に活動できるよう支援していきます。

また、地域の図書館やボランティア等と連携して、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の推進を図ります。

異校種間の連携として中・高校生による小学校への読み聞かせなどを積極的に進めます。

④ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備が可能となります。

平成26年現在橋本市では、児童生徒が使用可能なコンピューターを整備している学校図書館の割合は、小・中学校ともに100%です。また児童生徒が使用可能なコンピューターのうちインターネットに接続されているコンピューターの割合も、小・中学校ともに100%であり、学校図書館の図書情報をデータベース化している小・中学校ともに100%です。

学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内LAN（注22）で接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに、学校のインターネット接続環境についても、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進します。

学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図ります。

⑤ 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

子どもの読書活動の推進にあたっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ、学ぶことを教える大人の存在が極めて重要です。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となります。学校図書館の運営においては、校長のリーダーシップの下、司書教諭（注23）が中心となり、教員、学校図書館担当職員、ボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。

ア 司書教諭の配置

橋本市は、12学級以上の小・中学校に司書教諭を配置しています。

イ 学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）（注24）の配置

学校図書館活動の充実を図るためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員

※(注 22) 校内LAN：学校内をケーブルや無線などを使って、コンピューターや通信機器、プリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワークのこと。

※(注 23) 司書教諭：学校図書館の資料や情報の利用を促し、児童・生徒及び教員の教育活動を推進・援助していく職務であり、12学級以上の小・中学校及び高等学校には配置が義務付けられている。

である学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施し、学校図書館サービスの改善・充実を図っていくことが有効です。橋本市は平成 25 年度より 2 名の学校図書館担当職員を配置しています。将来的に学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の増員を考えています。

⑥ 職員の資質の向上

各学校における教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努めます。

V 広報・啓発活動の推進

子どもの読書活動を促すためには、読書が持つ意義や重要性について、様々な機会を捉え、継続的に啓発することが重要です。優れた取組や、各種イベント等の情報、年齢や発達に応じた子どもへのおすすめの本の紹介などとともに、各担当で発行の情報紙やホームページなどのインターネット等を活用し、広く市民への情報提供、普及・啓発を行います。



※(注 24) 学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）：専門的な知識や技能を必要とし、学校図書館の運営の改善、及び向上を図り、児童または、生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため専ら学校図書館の職務に従事する職員。
(平成26年6月学校図書館法改正)

橋本市内の本の読める施設

No	施設名	住 所	電話番号	開館時間	休館日
1	橋本市図書館	東家一丁目6番27号	33-0899	9:00～18:00	月曜日・祝日
2	ゆかいな図書館	古佐田一丁目4-51 (JR橋本駅構内)	32-0651 阪口繁昭様方	5:20～23:20	
3	プチライブラリー (絵本の家)	紀見ヶ丘三丁目1番8号 (紀見ヶ丘集会所)	36-1036 紀見ヶ丘集会所	第3水曜日 10:30～16:30	
4	柿の木坂絵本の家	柿の木坂25番地の1 (紀見小学校)	32-1522	毎週水曜日 13:00～15:00	
5	光陽台絵本の家	光陽台一丁目8番地の7	37-5447 秋宗久美子様方	毎週日曜日 (連絡要) 9:30～12:30	
6	小峰台絵本の家	小峰台一丁目18番地の17	36-2357 森島眞弓様方	毎週水曜日 13:30～15:30 水曜日以外は電話予約で	日曜日・祝日
7	保健福祉センター	東家一丁目3番1号	33-0899 橋本市図書館	9:00～17:00	土・日・祝日
8	産業文化会館	高野口町向島135(産業文化会館)	33-0899 橋本市図書館	9:00～17:00	毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は火曜日)
9	橋本地区公民館	市脇一丁目3番18号	34-2750	9:00～17:00	月曜日・祝日
10	隅田地区公民館	隅田町中島22番地	34-2312	9:00～17:00	月曜日・祝日
11	恋野地区公民館	恋野564番地の1	33-2458	9:00～17:00	月曜日・祝日
12	紀見地区公民館	城山台二丁目10番地1	37-2302	9:00～17:00	月曜日・祝日
13	紀見北地区公民館	三石台四丁目2番1	37-2867	9:00～17:00	月曜日・祝日
14	西部地区公民館	柏原355番地	33-2656	9:00～17:00	月曜日・祝日
15	学文路地区公民館	南馬場1173番地の77	34-1546	9:00～17:00	月曜日・祝日
16	高野口地区公民館	高野口町名倉813番地の2	43-0893	9:00～17:00	月曜日・祝日
17	はらだ子ども館	原田239番地	33-0330	9:00～17:00	月曜日・祝日
18	きしかみ子ども館	岸上203番地	32-0324	9:00～17:00	月曜日・祝日
19	友愛児童館	高野口町伏原1068番地の2	42-5004	9:00～17:00	月曜日・祝日
20	名古屋児童館	高野口町名古屋1188番地の3	42-5560	9:00～17:00	月曜日・祝日

